

逗子海水浴場マナーアップ警備業務委託 仕様書

1 目的

安全で快適な逗子海水浴場を運営するため、来場者のマナーアップを図ることを目的とした警備業務を委託するもの。

2 業務の場所

業務を行う場所は、逗子海水浴場及びその周辺とする。

3 海水浴場開設期間及び時間

令和7年6月27日(金)から令和7年8月31日(日)まで
午前9時00分から午後5時00分まで

4 委託期間

令和7年6月27日(金)から令和7年8月31日(日)までの66日間

ただし、海水浴場開設期間の変更、開設の中止又は休場を行った場合には、発注者受注者協議の上、委託期間を変更する場合がある。

5 勤務時間

午前9時00分から午後9時00分まで（海の家の開店時間午後8時00分まで）

ただし、海水浴場開設時間や海の家の開店時間の変更、開設の中止又は休場を行った場合には、発注者受注者協議の上、勤務時間を変更する場合がある。

6 警備員の心得

- (1) 警備員の業務は、安全で快適な逗子海水浴場を円滑に運営するために、来場者のマナーアップを図る重要な業務である。そのため、警備員はその責任を十分認識し、真夏の海岸であっても万全を期して勤務にあたれるよう常に自分自身の健康管理に留意しなければならない。
- (2) 警備員は、海水浴客と接する機会が多く注目される存在であり、その行動には十分気をつけなければならない。特に言葉遣いや態度には気をつけて親切に対応することに注意を払い、不快感を与えぬようにしなければならない。
- (3) 来場者等から威圧または懇意にされようとも毅然とした態度で対応すること。
- (4) 警備員は必ず制服を着用し、必要な物品を携帯のうえ業務に従事すること。なお、制服は受注者が用意すること。
- (5) 「神奈川県迷惑防止条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」、「逗子海・浜のルールブック」及びその他関係法令等を遵守し、業務を行うこと。なお、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」は、令和6年度版を参考とし、令和7年度版が決定した際は、発注者と協議し取り扱うこと。
- (6) 緊急を要する事態が発生した場合は、速やかに受注者へ連絡し、その指示を仰ぐこと。

7 人員の配置

配置人員は別表「令和7年度逗子海水浴場マナーアップ警備業務委託人員配置計画」のとおりとする。

配置に当たっての留意事項は次のとおり。

(1) 統括責任者

次の業務を行う統括責任者を配置すること。

ア 受託業務全般における統括的な業務を行う。

イ 従事者の管理監督を行う。当日配置される従事者全員の健康を毎日チェックし、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させないこと。

ウ 発注者との連絡体制を確立し、業務に係る連絡調整を行う。

エ 海水浴場の状況を、発注者へ報告書により毎日報告する。

オ 判断が困難な事態及び異常事態が生じた場合には、発注者へ速やかに連絡し、指示を仰ぐ。

(2) 警備員

警備員は、次の資格及び経験がある者を配置すること。ただし、両方の条件を満たす者を1名配置することで代えることができるものとする。なお、事前にそれぞれの条件を満たすことが確認できる書類を発注者へ提出すること。また、毎日配置する警備員の半数以上は、同種の業務経験のある者を配置すること。

ア 消防法施行令に定められた防災管理者に必要な防災管理に関する講習過程を修了した者。

イ 現場業務（内部管理業務を含まない）を計5年以上経験した警察官OB。

(3) 外国人通訳アドバイザー

外国人利用者へのマナーアップのため、日本語及び英語でのコミュニケーションが可能で同種の業務経験のある外国人通訳アドバイザーを配置すること。

(4) ローテーション

ローテーションについては発注者と協議して定めること。

ア 業務に支障をきたさないように、警備員の勤務日及び勤務時間を調整し、配置を行うこと。

イ 巡回警備を行う際は、2人以上の1組で実施できる配置を行うこと。

(5) 休憩

休憩は監視所または支所を使用し、全員が同時に休憩することがないようにすること。

(6) 監視所の使用

ア 監視所の使用に当たっては、監視業務及び救護業務に支障のないように注意すること。

イ 監視所内の備品等の取り扱いには十分注意し、万が一破損等をした場合は速やかに発注者へ報告し、原状回復すること。

ウ 勤務終了後、火元を確認し、窓及び入口等を施錠し、監視所を退出すること。

(7) 保険

配置する人員に係る傷害保険に加入すること。

(8) その他

荒天、イベント等により、あらかじめ来場者の大幅な増減が見込まれる場合においては、発注者と受注者が協議し、配置人数を変更することができる。ただし、変更した配置人数については、委託期間内の別日と調整を行い、配置人数の総数は変更しないものとする。

8 物品

受注者は、受注者の負担により次の物品を常備し、業務にあたること。ただし、発注者が所有する物品で、業務の遂行に必要があると認めるものについては、発注者は、受注者の求めに応じて使用させることができる。

- (1) 無線機（4台）
- (2) 拡声器（2台）
- (3) その他業務に必要な備品及び消耗品

9 業務内容

(1) マナーアップ警備業務

ア 2人以上の1組で海水浴場内を巡回し、海の家事業者及び来場者に対して、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・同条例施行規則」、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」に基づき、直接口頭で、注意喚起及び啓発を行うこと。

イ 違反を繰り返すおそれのある利用者がいる場合は、巡回に支障のない範囲で付近に常駐して警備に当たること。

ウ 特に午後6時以降は、海水浴客の往来が多い海水浴場出入口及び周辺道路において、騒ぐなど他者や周辺住民に迷惑となる行為を行わないよう呼びかけること。

エ 海の家事業者による次のチェックリストに記載された各項目の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、発注者が用意する注意書（以下「イエローカード」という。）を1枚発行すること。ただし、「利用者の酒の持ち出し」項目については、1日のうちに3回注意するごとにイエローカードを1枚発行すること。

項目	チェック内容
出店者証	外に向けて出店者証が取り付けられていない
入れ墨の露出	従業員が入れ墨を露出している
音楽	所定のスピーカーを所定の位置に設置していない
	マナーアップ警備員が周辺の状況に比べ、音量が明らかに大きいと判断できる
利用者の酒の持ち出し	従業員が外の客に酒を運んでいる
	海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない。
閉店時間	閉店時間経過後も客出しの声かけをしていない
	閉店表示をしていない
その他	上記以外のルール違反と疑わしき行為

オ 海の家事業者及び来場者が再三の注意喚起及び啓発に従わない場合は、発注者へ速やかに連絡すること。条例に基づく退場勧告を行う場合は、発注者の指示に従い対応すること。

カ その他発注者が実施する海水浴場マナーアップに係る業務に協力すること。

(2) その他

ア 午後0時・午後3時・午後6時・午後8時の巡回時、海水浴場及び周辺に市が設置する駐輪場の状況を確認し、出入り口付近の通路を確保すること。なお、駐輪場終了時間には、施錠すること。

イ 発注者が実施する、砂浜での飲酒禁止等の啓発に対する業務に協力すること。

ウ イベント等開催時において発注者が実施する警備案内誘導業務に協力すること。

10 支払い

支払いは各月分割払いとする。なお、各月の請求額は運営管理費と警備員の勤務時間に応じた人件費を合わせた額とする。

11 その他

本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、逗子市財務規則等関係法令によるほか、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

「令和7年度返子海水浴場マナーアップ警備業務委託人員配置計画」

警備員

日時			9時 ～10時	10時 ～11時	11時 ～12時	12時 ～13時	13時 ～14時	14時 ～15時	15時 ～16時	16時 ～17時	17時 ～18時	18時 ～19時	19時 ～20時	20時 ～21時	合計
月	日	曜日													
6	27	金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	28	土	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	29	日	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	30	月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
7	1	火	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	2	水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	3	木	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	4	金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	5	土	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	6	日	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	7	月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	8	火	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	9	水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	10	木	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	11	金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	12	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	13	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	14	月	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	15	火	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	16	水	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	17	木	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	18	金	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	19	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	20	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	21	月	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	22	火	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	23	水	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	24	木	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	25	金	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	26	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	27	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	28	月	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	29	火	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	30	水	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	31	木	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
8	1	金	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	2	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	3	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	4	月	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	5	火	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	6	水	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	7	木	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	8	金	2	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	36
	9	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	10	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	11	月	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	12	火	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	13	水	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	14	木	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	15	金	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	16	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	17	日	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	18	月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	19	火	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	20	水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	21	木	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	22	金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	23	土	2	2	2	6	6	6	6	6	6	4	4	4	54
	24	日	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42
	25	月	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	26	火	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	27	水	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	28	木	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	29	金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	30	土	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42
	31	日	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42
合計			132	132	132	260	260	260	260	260	260	176	176	176	2,484

